

県政 ー 2033

平成23年12月27日

放射能を拡散させない市民の会 秋田県中央

代表 村上 東 様

秋田県知事 佐竹 敬久



「震災がれき受入れについて公開質問状」について（回答）

平成23年12月8日付けで質問のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当 秋田県生活環境部県民文化政策課

企画・若者育成班 高橋

電話 018-860-1513

FAX 018-860-3891

(1) 基準値を守ることが安全確認にならない事態であることをどう考えているのか。

クリアランスレベルは、自然界の放射線レベルに比べて十分に小さく、人の健康に対するリスクが無視できる放射線量に基づき設定されたものです。また、対象物の種類や量を限定せず、通常の再生利用が可能とされています。

従いまして、100ベクレル/kgであれば、放射能に係る安全性が十分確保できるものと考えられます。

(2) アルファ線核種、ベータ線核種の計測は安全確認作業に含まれるのか。

ストロンチウム90について9月30日に文部科学省が公表した資料では、福島県内100箇所調査したところ、事故により新たに沈着したものと考えられる測定地点が多くあるものの、いずれも原発からおおむね80km圏内となっています。

プルトニウムについて11月29日に原子力災害対策本部等が公表した資料によると、福島第一原発直近の福島県大熊町では事故による影響が考えられるものの、同位体の存在比からその他福島県内54地点で検出されたプルトニウムは事故由来のものではないと考えられるとしています。

また、高貝慶隆福島大学共生システム理工学類准教授らは、福島第一原子力発電所から7～80kmの115箇所調査したところ、土壌中のウラン235及び238の調査を行い、原発事故による放射性ウランの飛散は認められなかった旨、日本分析化学会誌「分析化学」に発表しています。

このような調査結果や、がれきの広域処理を要請されている岩手県沿岸北部地域は、福島にある原子力発電所からの距離が本県北部と同程度であり、さらに、国の航空機モニタリング調査結果によると放射性セシウムの沈着量は本県と同様に低いレベルとなっていることなどから、今回の原発事故に関連するストロンチウム、プルトニウム、ウラン等のガンマ線による計測が行えない核種に関する懸念は非常に少なく、ガンマ線について十分な調査を行うことにより、安全は確保されると考えます。

なお、12月22日に公表された食品に含まれる放射性物質の新たな基準案においても、放射性セシウムの値による基準値としています。

### (3) ゴミ焼却による濃縮と拡散をどう考えているのか。

廃棄物処理法に基づく焼却炉の構造及び維持管理に関する基準では、ダイオキシン類対策として、燃焼室中のガス温度を800度以上に保つとともに、バグフィルターなどの集じん器に流入する燃焼ガスは、200度以下に急速冷却することとされています。

こうしたことから、燃焼室で揮発した放射性セシウムは、ばいじんを捕集するバグフィルターに流入する際、冷却されることにより固体状態となり、ばいじんとともに99.99%除去・捕集されることから、国によれば、大気中に拡散する懸念はないものとされています。

また、焼却処理により放射性セシウムは焼却灰に濃縮されますが、国によると、その濃縮率を最も厳しい条件(33.3倍)で評価した場合でも、可燃物の放射性セシウム濃度が240ベクレル/kg以下であれば、焼却後の灰の濃度は8,000ベクレル/kgを下回ります。このような焼却灰を管理型処分場において適切に埋立処分し厳重に管理することで、施設周辺住民の健康への影響は及ばないものと考えられます。

### (4) 処分場からの地下水と大気による拡散をどう考えているのか。

焼却灰等の廃棄物を埋立処分する最終処分場については、従来から廃棄物処理法で遮水構造となっており、さらに、放射性セシウムの土壌吸着性を考慮して、廃棄物をおおむね3m埋め立てるごとに50cm程度の覆土を行うことになることから、地下水が汚染されることは少ないものと考えています。

また、埋立作業時には、即日覆土等の飛散防止対策を講じることとされていますので、施設外の周辺地域へ拡散する可能性は極めて小さいものと考えられます。

### (5) 産廃施設に関する情報の不透明さをどう考えるか。

産業廃棄物の処理について、県では、処理業者や排出事業者に対し、定期的に立入調査を実施して適正処理の確認や指導を行っているほか、排出事業者の産業廃棄物管理票交付状況報告や処分業者の処分実績報告などにより処理状況も把握し、これらの結果を、毎年県で発行している環境白書で公表しています。

なお、産業廃棄物の処理は、排出から最終処分までを排出事業者が責任を持って行うこととされており、そのために産業廃棄物管理票の交付や処分状況の確認が排出事業者には義務付けられています。

**(6) 過去に起こった原発事故による健康被害をどう考えているのか。**

過去の原発事故による健康被害については、様々な見解が発表されていますが、内閣府食品安全委員会が10月27日に発表した「食品に含まれる放射性物質の食品健康影響評価について」では、食品の健康影響評価として放射線による健康への影響が見いだされるのは、通常的一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における追加の累積線量として、おおよそ100ミリシーベルト以上とされています。

これを受け、現在、国では、より一層の食品の安全と安心を確保するため、年間線量限度1ミリシーベルトを基準に規制値の見直し作業を進め、この度、新規規制値案が提示されたところです。

県としては、今後、国から示される新たな規制値に基づき食品の安全と安心の確保に努めてまいります。

**(7) 経済リスクをどう考えているのか。**

東日本大震災により発生した災害廃棄物の広域処理への協力は、何らかの代償を期待して行うものではなく、被災地の一日も早い復旧と復興を支援するために行うものであります。

また、放射能に関する誤解などに起因するいわゆる風評被害の防止のためには、災害廃棄物の受入処理に係る様々な情報の公開を徹底し、県民をはじめ県外の方々にも受入処理における安全性を判り易く伝え理解していただくことが、有効な対策であると考えています。

**(8) 震災復興事業への県経済積極参加は考えていないのか。**

災害廃棄物の広域処理への協力は、何らかの代償や経済面での効用を期待して行うものではなく、被災地の一日も早い復旧と復興を支援するために行うものであります。

また、被災地の復旧・復興が進むことで、東北全体の経済活動が回復していくこととなりますので、被災地の復興支援のため協力していくべきものと考えています。

(9) そもそも瓦礫引き受けか否かという問題設定がおかしいのではないか。

東日本大震災により発生した災害廃棄物の量は膨大であり、岩手県では年間の一般廃棄物処理量の11年分にもものぼると言われています。これだけの量の廃棄物を地域内で処理しようとしても、被災自治体等の処理施設だけでは、到底、効率的で迅速な対応が困難であり、復旧・復興が大幅に遅れることは明らかです。

県では、これまでも被災地への人的支援や経済的支援を行って来ていますが、こうした状況を踏まえれば、県内にある廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物の処理に出来るかぎり協力することが、被災地に隣接する自治体としての本県が果たすべき役割であると考えています。

(10) 福島県からの避難者への対策の方が急務ではないか。

福島県からの本県へ避難されている方は、440世帯、1,174人(12月22日現在)となっており、それぞれの希望に応じて、公営住宅や民間賃貸住宅などへの入居の調整を行って来ています。

さらに、見舞金の交付、生活資金の貸与などの日常生活支援、避難者の方を対象とした求人の掘り起こしなどの就労支援、転入児童・生徒の心のケアなどの教育支援を行っているほか、支援相談員による定期的な戸別訪問の実施や避難者交流センターを設置するなど、様々な支援を行っているところであり、今後も、避難者の方のニーズに応じた、きめ細やかな対応を行ってまいります。

一方、災害廃棄物は、被災地の復旧・復興の大きな障害となっており、災害廃棄物を迅速に処理するために欠かせない支援であり、東北の一員として本県が果たすべき役割であると考えています。

(11) 過疎化対策、少子化対策を無駄にする可能性をどう考えているのか。

現在、受入れを検討している岩手県沿岸北部4市町村の災害廃棄物については、現地調査を行った結果、仮置場等における空間放射線量が、秋田県内と同レベルであることを確認したところであり、現段階では安全に処理できるものと考えています。

こうした状況を、県民の皆様にも、丁寧に、わかりやすく説明することにより、災害廃棄物の受入れに対する不安の解消に努めてまいります。

なお、災害廃棄物を受け入れることにより、県外転出者が増加することや出生率が低下することなどは想定し難く、本県が進めている過疎化対策や少子化対策に影響を及ぼすことはないものと認識しています。

(12) 首都圏の下水処理で出る汚泥まで受け入れることにならないか。

東日本大震災以降、首都圏からの下水道汚泥については、県内に搬入された実績はありません。

なお、下水処理から出る汚泥は、産業廃棄物であることから、その搬入については、「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づき、搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状、量、有害物質、放射性物質等について、審査を行うこととしています。